

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで

私の年金記録には国民年金保険料の未納期間があるが、申立期間①については、義母が集金人に保険料を納付し、申立期間②については、夫名義の銀行の口座振替により夫婦の保険料を納付し、仮に残金不足により口座振替ができなかった場合でも、夫が市から送付された納付書により銀行で納付していたので、申立期間が納付済みであることを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間前後を通じて、申立人の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①については、申立人がその当時、申立人の義母が国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立人が居住していた市ではその当時、納付組合が存在していたことが確認できる上、申立人の保有する国民年金手帳及び領収証書からは婚姻後の昭和 43 年 4 月から 52 年 6 月までの間、申立期間を除き、全て現年度納付されていることが確認できるとともに、申立人は当該期間は経済的に安定していたと説明しており、当該期間の 3 か月のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人が申立期間に口座振替を利用して夫婦の国民年金保険料を納付していたとする銀行は、昭和 52 年 2 月 1 日から保険料の口座振替が可能となっており、市役所が保管する申立人及びその

夫の国民年金被保険者台帳には、「口座開始 52.2」と記載されていることが確認できる上、市役所では、「当時、残高不足により口座振替ができなかった場合は、未納通知と納付書を一緒に送付していたと思う。」と説明しているなど、申立人の主張と合致している。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号は20歳になった昭和40年*月に払い出されており、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、かつ、口座振替制度を利用しているなど、保険料の納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

夫婦で国民年金保険料を免除されていた期間については、その後、夫が夫婦 2 人分の保険料を追納しているので、申立期間が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、いずれも、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付し、申立人の夫は、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回適切に行うなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間に係る夫婦の国民年金保険料を追納したとする申立人の夫は、「追納の納付書が送付されてきたので、昭和 44 年頃か 45 年頃、町役場の国民年金課の窓口ではなく、会議室で妻の分も含めて 1 年間分の保険料を追納した。」と追納時の状況を具体的に記憶しているところ、その時点では申立期間の保険料を追納することが可能であった上、申立人夫婦の特殊台帳では、申立期間直後の昭和 43 年 4 月から 52 年 10 月までの間、すべて現年度納付されていることが確認できることから、経済的に安定していたことも推測でき、申立人夫婦が申立期間の保険料を追納しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

夫婦で国民年金保険料を免除されていた期間については、その後、私が夫婦 2 人分の保険料を追納しているので、申立期間が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から、平成 9 年*月に 60 歳で資格喪失するまでの長期間、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回適切に行うなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間に係る夫婦の国民年金保険料を追納したとする申立人は、「追納の納付書が送付されてきたので、昭和 44 年頃か 45 年頃、町役場の国民年金課の窓口ではなく、会議室で妻の分も含めて 1 年間分の保険料を追納した。」と追納時の状況を具体的に記憶しているところ、その時点では申立期間の保険料を追納することが可能であった上、申立人夫婦の特殊台帳では、申立期間直後の昭和 43 年 4 月から 52 年 10 月までの間、すべて現年度納付されていることが確認できることから、経済的に安定していたことも推測でき、申立人夫婦が申立期間の保険料を追納しなかったとは考え難い。

さらに、申立人に係る特殊台帳では、申立期間の保険料が納付済から免除に書き換えられているものの、その理由は不明であり、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から47年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで

20歳になったと同時に姉が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は姉夫婦分と一緒に町内の婦人会家庭防火班が集金を依頼していた隣保組の組長に納付したのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月頃に払い出されたことが推認できる上、申立期間②の前後は納付済みであり、申立人の雇用主である姉夫婦も国民年金保険料を納付していることなどから、当該期間の保険料については、姉夫婦と一緒に納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人が20歳となるのと同時に姉が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は姉夫婦分と一緒に町内の婦人会家庭防火班が集金を依頼していた隣保組の組長に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和47年7月頃に払い出されたことが推認できることから、申立期間①当時は集金人には保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 37 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料は、間の厚生年金保険の被保険者期間も含めて、父にお金を渡し、父が町の A 公民館で地区の区長に納付していた。昭和 42 年 1 月に、町役場の国民年金担当者と確認もしているので、申立期間の国民年金保険料が免除や未納とされていることに納付できず、厚生年金保険の被保険者期間と重複している期間の国民年金保険料は還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、B 町（現在は、C 市）において、昭和 35 年 11 月頃に両親と連番で、さらに、42 年 3 月 31 日に二回目の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までについては、申立人は父親にお金を渡し、父親が町の公民館で地区の区長に納付していたと主張しているところ、当時の B 町役場職員は、申立人の国民年金保険料について、「時期は記憶していないが、申立人と一緒に町役場の旧台帳（国民年金被保険者名簿）等を見て確認の上、申立人に対し、『国民年金保険料と厚生年金保険料を両方掛けんでも良かった。』と言ったことを記憶している。」と証言していることから、当該期間の国民年金保険料を申立人の父親が公民館で地区の区長に（厚生年金保険の被保険者期間と重複する期間においては重複して）納付していたものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月から 37 年 2 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であるため国民年金の被保険者となり得る

期間でないことは明らかであるから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 41 年 12 月までの期間についても、申立人は父親が公民館で地区の区長に納付していたと主張しているが、申立人に最初に払い出された国民年金手帳記号番号（統合済み）は、移管先の D 年金事務所のオンライン記録において、37 年 4 月から同年 11 月まで国民年金保険料は未納、同年 12 月 26 日国民年金被保険者資格を喪失の記録が確認できるとともに、42 年 1 月に B 町に転入した後の同年 3 月に、現在の国民年金手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、申立人の父親は申立期間のうち 37 年 4 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料を B 町では納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が昭和 37 年 4 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 37 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、長男のつわりの時期に督促が来たのでよく覚えており、A市役所に持参して納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、3か月と短期間である申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人に係るオンライン記録及びA市の被保険者名簿において、昭和58年度の記録は、国民年金保険料の納付月数は一致しているものの、納付したとする月が異なって記録されているなど、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年6月まで

昭和47年当時は父が私の保険料を納付していた。47年7月から同年12月までの期間は未納とされていたが、国民年金保険料の領収証が見つかったので、平成20年7月に記録が訂正された。領収証は無いが、申立期間についても納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を申立人の父が納付していたと主張しているところ、申立人の父親は昭和36年4月に国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、平成20年7月に、申立期間直後の昭和47年7月から同年12月までの期間について、申立人の記録が未納から納付済みに訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
何度か国民年金保険料の督促状が来たため、妻に納付してくるよう依頼し、妻が納付したはずなので、申立期間について納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、12 か月と比較的短期間である申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻についても、当該期間を除き、全て保険料を納付しているほか、夫婦共に、免除されている期間については追納を行うなど、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金保険料の未納分に係る督促状が来たため、昭和 60 年頃、旧町役場の年金の係に行ったところ、隣の税務課で納付するよう案内され、収入役室で保険料を納付したとしているところ、合併後の市役所では、旧町役場の住民課（年金の係）の隣が税務課であったとしている上、資料等で確認することはできないが、昭和 50 年代と 60 年代に 1 回ずつ旧町役場において集合徴収が行われたようであるとしており、旧町役場で納付したとする申立人の妻の申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は46万1,000円、同年12月10日は47万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年6月30日に訂正され、当該期間のうち、19年6月29日は46万1,000円、同年12月10日は48万9,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書及び事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は46万1,000円、同年12月10日は47万

7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額は、前述の給与明細書及び給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成 19 年 6 月 29 日は 46 万 1,000 円、同年 12 月 10 日は 47 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成13年8月は41万円、同年9月から14年11月までは44万円、同年12月は41万円、15年1月から同年6月までは44万円、同年7月から16年3月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から16年4月1日まで

申立期間当時の給与明細書によれば、私の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額よりも高いので、同事務所の記録を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA社が提出した賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高額な保険料額を給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額により、平成 13 年 8 月は 41 万円、同年 9 月から 14 年 11 月までは 44 万円、同年 12 月は 41 万円、15 年 1 月から同年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から 16 年 3 月までは 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務の履行については、事業主は、給与計算事務の誤りを認めている上、申立人が提出した給与明細書及び当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全ての期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和46年11月28日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月1日から同年10月7日まで
② 昭和43年10月8日から44年2月1日まで
③ 昭和45年5月7日から46年11月28日まで
④ 昭和46年11月28日から47年5月1日まで
⑤ 昭和47年11月13日から48年5月1日まで

私は、申立期間①はB社（現在は、C社に改称）に、申立期間②はD社に、申立期間③はE社に、申立期間④はA社に、申立期間⑤はF社（現在は、G社に改称）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、A社の同僚1人は、申立人が撮影されている同社の慰安旅行の写真は昭和47年2月に撮影したものであると証言している上、別の同僚1人は、「私が入社した昭和47年4月1日に申立人は同社で勤務していた。」と証言しており、申立人が当該期間を含む当時に同社で勤務していたことは推認できる。

また、A社の元事業主、経理事務担当者及び同僚1人は、全ての従業員が入社時から厚生年金保険に加入していたと証言している上、申立期間④当時に同社で勤務し、勤務期間を覚えている同僚の全員が、自分の年金記録に誤りは無かったと証言している。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立人は申立期間④を含む昭和46年11月から47年6月までの国民年金保険料の還付を受けていることが確認できるところ、当該還付の時期や経緯について、年金事務所及び市役所は当時の関連資料を保管していないものの、申立人は共済組合に加入した履歴が無く、国民年金保険料の還付期間のうち47年5月及び同年6月はオンライン記録等において、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間④の国民年金保険料の還付は、A社に係る厚生年金保険との重複加入を理由として行われたものであると推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和46年11月28日に取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和47年5月1日の標準報酬月額から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人は、戸籍の附票から当該期間にB社に居住していることが確認できる上、同僚1人は、申立人の勤務期間は不明であるものの、申立人と一緒に勤務したと証言しており、申立人が当該期間頃に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となっているのは、オンライン記録により、平成元年8月1日からであることから、申立期間①は適用事業所でないことが確認できる上、同社の事業目的であるH業は、当該期間当時、厚生年金保険法において強制適用の対象業種とはされていない。

また、当時、経理事務の担当であった現在の事業主は、「B社は社会保険の適用を受けておらず、従業員の給与から保険料を控除することはない。」と証言している上、同氏は申立人と同様に、申立期間①に社会保険の加入記録は無く、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、D社に住み込みで勤務したと主張するところ、申立人の戸籍の附票から当該期間に同社の近隣に居住していることが確認できる上、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間に同社で勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、D社は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる。

しかしながら、申立人と厚生年金保険の資格取得日が同じである複数の同僚は、職業安定所の記録から、申立人と同様に資格取得日の4か月以上前から雇用保険に加入しているにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日までには厚生年金保険には加入しておらず、給与からの保険料控除はなかったと証言しており、申立期間②当時、D社は従業員全員を入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人及びD社は、給与から厚生年金保険料を控除したことを確認できる資料を保管していない上、複数の同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間②に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

申立期間③について、申立人は、戸籍の附票から当該期間にE社に居住していることが確認できる上、同僚1人は、申立人の勤務期間は不明であるものの、申立人と一緒に勤務したと証言している。

また、申立期間③において、申立人に係る事業所名不明の雇用保険の加入記録が確認できるところ、前述の同僚に係る雇用保険記録の事業所記号が申立人のものと一致していることから、申立人が当該期間にE社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、E社は厚生年金保険の適用事業所であることは確認できず、同社の事業目的であるH業は、申立期間当時、厚生年金保険法において強制適用の対象業種とはされていない。

また、申立期間③に勤務していた複数の同僚は、「E社は社会保険の適用を受けていなかった。」と証言している上、オンライン記録から、当該同僚は申立人と同様に、社会保険の加入記録は無く、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人がF社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F社が厚生年金保険の適用事業所となっているのは、オンライン記録により、昭和48年5月1日からであることから、申立期間⑤は適用事業所でないことが確認できる上、同社の事業目的であるI業は、当該期間当時、厚生年金保険法において強制適用の対象業種とはされていない。

また、G社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書から、申立人は年金記録どおりの昭和48年5月1日に資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人及びG社は、給与から厚生年金保険料を控除したことを確認できる資料を保管していない上、複数の同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間⑤に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び⑤における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年10月31日）及び資格取得日（昭和47年12月13日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年12月13日まで

私の夫は、昭和46年8月19日から平成9年9月15日までA社B工場に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社B工場において昭和47年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年12月13日に取得しており、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和46年8月19日から平成9年9月15日までA社B工場に継続して勤務していたことが確認できる上、同事業所は、申立人が同期間について同社に継続して勤務し、勤務期間の全期間においてC業務に携わっていた、と回答している。

また、A社B工場に申立期間当時に勤務していた全ての同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続しており、当該事業所においてC業務に携わっていた複数の同僚が、申立人は同事業所に継続して勤務して

いた、と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和47年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年12月までの期間、2年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から同年12月まで
② 平成2年8月及び同年9月

私の国民年金の加入記録を確認したところ、平成元年7月と2年8月に事業所を退職した後の期間がいずれも未納とされている。

当該期間の保険料は私か母親のどちらかが納付していたので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に厚生年金保険から国民年金への切替の手続を行った記憶は無いとしている上、オンライン記録によると、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降に未加入期間から国民年金の未納期間に変更されたものであることが確認できるところ、申立期間は、当時、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人及び国民年金保険料を納付していたかもしれないとする申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について、申立人及び申立人の母親の記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月及び同年 7 月並びに同年 11 月から平成元年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月及び同年 7 月
② 昭和 63 年 11 月から平成元年 1 月まで

昭和 63 年 7 月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は自分で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 7 月頃に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 3 月以降に払い出されていることが推認され、その時点では、申立期間の全てが時効により納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を自分で納付していたと主張しているが、国民年金の加入状況や保険料の納付状況についての記憶は曖昧である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 63 年 3 月まで
元妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は元妻と連番で昭和 63 年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であることから、保険料を現年度納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された元妻も申立期間中の国民年金加入期間は未納である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月まで

昭和 43 年から 52 年 3 月まで海外に滞在しており、帰国したときに国民年金と国民健康保険とに加入し、保険料を毎月納付してきた。

国民年金保険料納付記録照会において、未納とされていた昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの納付記録が発見されたことから考えても、申立期間に係る納付記録も存在すると信じており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金保険料を納付組織の集金人に納付していたと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出補助簿から昭和 54 年 1 月以降に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料の一部は、納付組織の集金人には納付できない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は既に死亡していることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、A 市の国民年金被保険者名簿では納付となっていることが確認できたことから、オンライン記録が訂正されているが、申立期間に係る保険料については、当

該被保険者名簿は未納となっていることが確認できる上、特殊台帳においても未納となっており、オンライン記録と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の知人の証言及び申立人の詳細な記憶から推認できる。

しかしながら、申立人が挙げた同僚の中には、申立期間当時、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できない者が認められることから、同社は社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していた事務担当者の名前を記憶しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、回答を得ることができた元役員4人からは、申立人の厚生年金保険料の控除等について証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月まで国民年金の免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 5 月 1 日から 56 年 3 月 27 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、期間については特定できないものの、申立人が C 市の A 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 55 年 2 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同社の事業主及び役員が経営していた D 社（所在地は E 市）は、昭和 50 年 3 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、申立事業所における当時の同僚 4 人のうち、同社の役員だった 1 人を除く 3 人についても同社において厚生年金保険被保険者資格を確認できない。

また、申立期間当時、A 社には少なくとも 5 人の従業員の存在を確認でき、同社は厚生年金保険の適用の対象となる事業所とみられるものの、同社の役員は「申立人の厚生年金保険の資格取得及び給与からの保険料の控除についてはこれを確認するための資料が無いため、不明。」と回答している。

さらに、A 社の雇用保険の新規適用日は平成元年 4 月 1 日であり、申立期間における申立人及び同僚の雇用保険の加入記録は確認できないところ、申立期間当時の A 社における申立人を含む従業員 5 人の厚生年金保険への加入は、申立人と同様、同社の新規適用後の昭和 55 年 2 月 1 日からである上、当

該同僚の1人は、「当時、事業所は社会保険の適用が無いことを経理担当者から聞いた記憶がある。私は昭和53年5月からA社に勤務したが、厚生年金保険の記録は55年2月1日からである。」旨供述している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年10月1日まで

私は、申立期間においてA事業所B倉庫（C局所管）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和19年4月1日にA事業所D職に傭人として採用され、20年12月1日にE地方局F部勤務、23年1月1日にG地方部勤務を経て23年3月15日に依願解傭となっていることがH省I局の回答から確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法の強制適用事業所として、国の事業所で常時5人以上の従業員を使用するものが追加して適用されたのは昭和23年8月であり、前述の申立人が勤務していた期間は適用前である上、事業所記号払出簿には、当該事業所が任意で適用事業所になった記録も確認できない。

また、申立人が名前を挙げた当時の同僚については、所在の判明する者がいないため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られず、確認することができない。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 5 日から 50 年 9 月 1 日まで
申立期間の A 社 B 店での標準報酬月額の記録が、実際の総支給額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると申立人の申立期間における標準報酬月額は 8 万円となっているところ、同社が保管する申立人の人事記録において、昭和 49 年 8 月 5 日に 8 万 800 円だった申立人の給与は 50 年 1 月 11 日に 9 万 6,800 円に昇給していることが確認できる。

しかしながら、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、A 社が前述の人事記録に記載された昇給に基づく標準報酬月額の改定等を行った記録は確認できない上、申立人とほぼ同時期に同社に入社した女性従業員 26 人について、標準報酬月額の改定時期を見ると、25 人が申立人と同時期の昭和 50 年 9 月、ほか 1 人は同年 10 月となっており、同社については、申立期間において標準報酬月額の改定が行われている状況は確認できない。

また、A 社は、前述の人事記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿以外に、申立人に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる給与台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 23 日から 40 年 4 月 1 日まで
申立期間において、A社（現在は、B社）C局D部E課F事務所に一人で電話当番として勤務したが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社C局D部に勤務していたことは雇用保険の記録及び申立人の日記により確認できる。

しかしながら、G県内の厚生年金保険事業所記号払出簿にA社C局D部E課F事務所の記録は無く、また、同払出簿に記録を有するC局D部は、同払出簿及びオンライン記録により申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、G県内に事業所が存在し、申立期間が厚生年金保険の適用事業所であり、かつA社、B社又はC局の名称を冠する事業所として、C局H部を確認できるが、申立期間に係る同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号に欠落も無い。

加えて、A社の共済組合員の記録を管理するI企業年金基金及び申立事業所に係る記録を管理するJ社K支店において申立人に係る資料は無い上、申立人は給与明細書等の資料を有しておらず、申立人が記憶する複数の同僚についても所在が不明であり、証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の詳細な記憶から推認できる。

しかしながら、B社は申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料を保管していない上、当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

また、申立期間当時在籍していた同僚に照会したところ、回答があった複数の者はいずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 12 月 1 日までの間の厚生年金保険被保険者資格の取得者を見ると、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。